

平成30年 第4回

苓北町農業委員会総会会議録

会 長

4月に入りまして、私達農業委員の任期も来年の3月までとなりました。残り1年間で悔いのない農業委員会活動となるように頑張りたいと思います。只今、課長さんの方からご紹介がありましたように、新年度の人事異動で課長補佐の西川氏が教育課長に栄転をされました。瀬形氏が課長補佐に昇進され、新たに酒井氏が農林水産課に配属され辞令交付をしたところでございます。野田課長、瀬形課長補佐、酒井主事には今後さらにご指導をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いを申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は山下委員が欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。
どうぞよろしくお願い致します

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の小野三幸委員さんと2番の平田秀夫委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議 長

それでは、日程第2、議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2、議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。

事務局

3ページをお開き願います。整理番号1の案件につき説明致します。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町都呂々の田1筆、面積は1,629㎡です。転用の目的は資材置場です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「借受人は、昭和55年頃天草陶石置場を確保するため、土地を探していた。申請地は国道に近く、市道に隣接しており利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を資材置場として転用したい」というものです。申請地は、4ページから7ページをご覧くださいと思います。場所は苓北町農協都呂々支所から国道389号線を天草町方面へ約4km。天草市の市道を登って約400m登った左側の苓北町と天草町の町境になります。

審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

なお、申請地は、農業振興地域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきまして、ご意見のある方は挙手をお願い致します。

1番
塚田委員

先ほど事務局の方から説明がありましたように、現地に確認をしに行ってきました。借受人、貸渡人双方とも町外にいらっしゃるのですが、話は直接伺えなかったんですけど、現地に行ったところ、苓北町の採石場事務所から山手の採石場に登った所の途中にありまして、申請者の採石場の事務所ちょっと先の道路の横に川があるんですけど、その川の反対側にありました。現地で見たと、すでに工場とか採石場置場にできてまして、始末書もつけられていると思うんですけど、もうすでにかかなりの年数が経過しているの見受けられました。現地は急勾配でして農地はそこ一枚だったんでしょうね、そのまま農地として利用するのは難しかったのかなと感じました。碎石が進んで碎石置場が不足すると言うことで使用されているの見受けられました。以上です。

議長	はい、ありがとうございました。ほかにご意見はありませんか。
5番 小野委員	ここは、もうすでに田は作ってなかったんですか。
1番 塚田委員	荒地です。
5番 小野委員	周りの状況はどうですか。
1番 塚田委員	上の方は採石場になっています。
事務局	6ページをご覧ください。隣接地は都呂々財産区の山林になっています。見た目も山となっています。
事務局長	5ページをご覧頂きたいと思います。浜平川がありますが、天草町と苓北町の境です。浜平川の上の方は、苓北町の陶石業者が何層かに分けて陶石を採掘されています。天草町側が申請者の会社で、両側とも鉱脈があって、間に農地としてありますけど相当前から採石場の工場用地として利活用されている現状です。以上です。
議長	この、借受人は何をされていますか。
事務局長	陶石をされています。ガイン等、窯業もされています。

議 長

昭和55年から陶石置場として使用しとらずとなら、相当長い間無断転用と言うことになりますね。

事務局

貸渡人が来られたんですが、すでに農地でないと認識されていたが、契約の更新をしようと調べたところ、農地であることが分かってあわてて、申請に来られたところです。

議 長

こういうケースは、まだあるとですね。

事務局長

この町境には、農地は全くない状況で、たまたま地籍調査の時に農地として地目が残っていたので、農地として残したが、すでに現状は農地でなかったと思われれます。

議 長

昭和55年で書いてありますが、この頃から田を埋めてしまって資材置場として使っていたと言うことですか。

事務局

そうなります。

議 長

これは、あつてはならないケースですけども、しかし、今となつては仕方がない気がします。ほかに何かご意見はありませんか。始末書も添付してあるようでございます。今後こういうケースがないように皆様方も目を配って頂きたいと思ひます。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1の案件につきましては、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長

続きまして、日程第3、議案第70号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

事務局

9ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が3件ございます。

面積は田3筆4,872㎡。合計4,872㎡です。

明細は10ページをご覧ください。

続きまして、利用権設定の再設定が4件ございます。

面積は田4筆4,019㎡。合計4,019㎡です。

明細は11ページをご覧ください。

続きまして、利用権の転貸が6件ございます。

面積は田6筆6,089㎡。合計6,089㎡です。

明細は12ページをご覧ください。

続きまして、利用権移転が2件ございます。

面積は田2筆2,595㎡。合計2,595㎡です。

明細は13ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

議 長

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第70号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項が2点ございます。

1. 午後6時から天草洋において、懇親会を開催します。
参加される方は、よろしくお願い致します。

2. 次回の農業委員会総会について
次回、平成30年第5回総会は、平成30年5月10日(木)の予定ですが、総会の前に農業委員と、最適化推進委員の合同会議を予定しております。議題としまして、

1. 遊休農地に関する対策の取り組み強化について
2. 利用権設定更新の意向調査について
3. 平成29年度農業委員会活動状況の点検評価及び平成30年度農業委員会の活動計画について 予定しております。

合同会議終了後に総会を開催しますのでよろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

(意見なしの場合)

議長

他にご意見はございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第4回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午後3時18分

会長

署名委員

署名委員